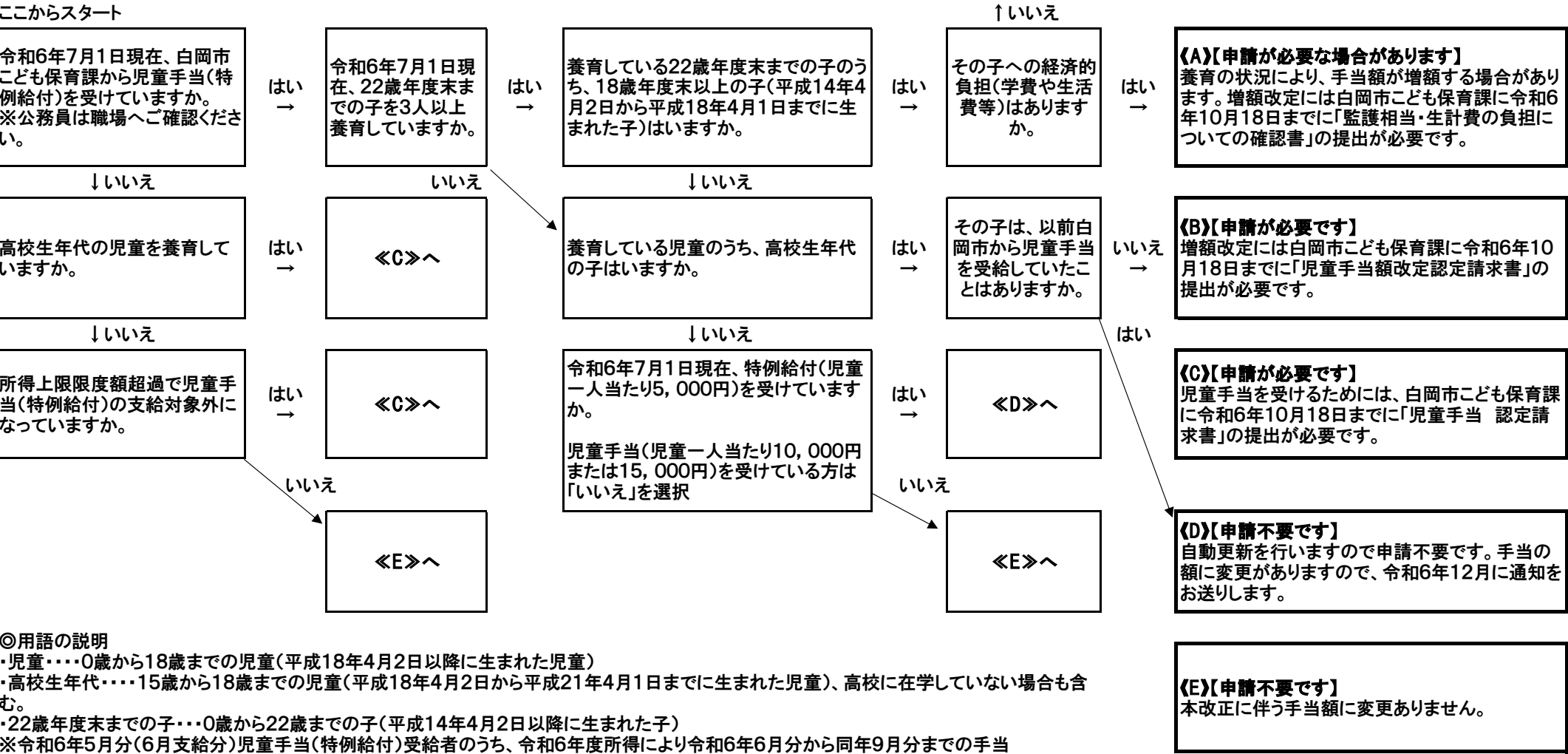


令和6年度 児童手当制度改正フローチャート

このフローチャートは参考例です。支給要件に該当するか否かは、請求書等を審査した上で決定します。



◎用語の説明

- ・児童・・・0歳から18歳までの児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)
- ・高校生年代・・・15歳から18歳までの児童(平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた児童)、高校に在学していない場合も含む。
- ・22歳年度末までの子・・・0歳から22歳までの子(平成14年4月2日以降に生まれた子)

※令和6年5月分(6月支給分)児童手当(特例給付)受給者のうち、令和6年度所得により令和6年6月分から同年9月分までの手当(10月支給分)を受け取れない方においては、個別に児童手当資格消滅通知書と併せて勤奨通知を送付します。(9月中に送付予定)

※個別の事情がある方など、不明な点がございましたらこども保育課こども給付担当までお問い合わせください。